# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（概要）

・「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を厚生労働大臣が策定

・雇用対策法に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」は廃止する

## 指針の概要

第一　趣旨
第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
　一　労働関係法令等の遵守
　二　青少年雇用情報の提供
　三　意欲・能力に応じた就職機会の提供等
　四　学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備
第三　事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置
　一　雇用管理の改善に係る措置
　二　職業能力の開発及び向上に係る措置
第四　特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置
　一　青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進
　二　中途退学者及び未就職卒業者への対応
　三　募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営
　四　青少年雇用情報の提供
　五　労働関係法令違反の求人者への対応
　六　職業能力の開発及び向上に係る措置
　七　職業生活における自立促進のための措置
　八　青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介
　九　その他の各関係者が講ずべき措置

第二の一（一）募集に当たって遵守すべき事項
　（二）採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

第二の二（一）青少年雇用情報の全ての項目の提供
　（二）求めがあった情報提供項目の提供
　（三）求めを行ったことを理由とする不利益な取扱い
　（四）情報の整備及び速やかな情報提供

第二の三（一）学校等の卒業者の取扱い
　（二）学校等の新規卒業予定者に係る採用方法
　（三）職業経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供
　（四）選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準
　（五）インターンシップ・職場体験の機会の提供

第二の四（一）地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入
　（二）キャリア展望に係る情報開示

第三の一（一）能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示
　（二）不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
　（三）労働法制に関する基礎知識の付与

第三の二（一）OJT及びOFF-JTの計画的な実施
　（二）必要に応じた実習併用職業訓練の実施
　（三）職業生活設計等を容易にするための相談機会の確保
　（四）自己啓発支援
　（五）ジョブ・カードの活用支援
　（六）事業内職業能力開発計画の作成等

第四の四（一）全ての青少年雇用情報の提供に向けた求人者への働きかけ
　（二）就職支援サイトへの全ての青少年雇用情報の掲載に向けた取り組み